許可申請の流れ

禁止地域や制限地域などに広告物を表示する場合は，表示場所の市町村に許可申請書を提出し，許可を受けてください。

申請書の作成

・屋外広告物許可申請書２通
（各市町村にあります）
・添付書類
①構造図，仕様書など
②面積計算図など
③表示場所の見取図
④地権者などの承諾書
⑤他法令の許可などの写し
許可にあたっては，
①～⑤以外の添付書類を求められることがあります。

・手数料

＊個人,会社などの所有物や公共の施設など他人の土地や物件に広告物を表示する場合には,事前に所有者や管理者（例：電柱であれば電力会社など）の同意が必要です。

＊他法令の許可などの写し
・広告物を道路上に表示する場合
…道路占用の許可
（道路法：それぞれの道路管理者）
…道路使用の許可
（道路交通法：所轄警察署）
・広告物の高さが４ｍを超える場合
…工作物確認申請
（建築基準法：市町村・県地域振興局など）
・当該許可権者の方針により，屋外広告物の許可を先に受けなければならない場合は，「〇〇許可後速やかに許可書の写しを提出すること」などの許可条件が付されます。

各市町村

許 可

許可書，許可証（ステッカー）の交付，許可の押印

広告物の表示
〔常時必要な管理を行う。
一定超のものは，管理者を設置する。P.17〕

管理者の設置―屋外広告物管理者等設置・変更届
表示者等の変更―屋外広告物管理者等設置・変更届
広告物の滅失―屋外広告物滅失届出書
届出事項の変更―屋外広告物管理者等設置・変更届
広告物の変更・改造―屋外広告物変更許可申請書

許可期間満了

継続表示―屋外広告物更新許可申請書(安全点検結果報告書)
除　　却―屋外広告物除却届出書

更新許可手続き